

世羅郡三町



# 合併協議会だより

第7号

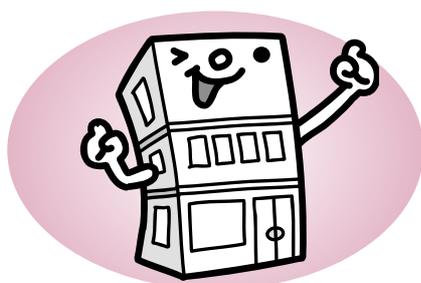
2003(平成15年)  
5月12日発行



## 新町の名称募集

5月20日(火)しめ切り  
(当日消印有効)

世羅町 フラワーパークせらふじ園



# 小委員会が新町の 事務所の位置（案）を報告 次回協議会で協議！

新町の事務所の位置候補地選定小委員会の永田英則委員長より、新町の事務所の位置（案）について、次のとおり報告がありました。新町の事務所の位置については、今回の小委員会の報告を受け、小委員会の案を会長案として提案しました。他の協定項目と同じように今回は質疑のみが行われました。協議は次回の協議会で行われることになります。

## (1) 新町の事務所の位置（案）について

新町の事務所の位置（案）については、第6回合併協議会に報告し、確認された「財政状況が極めて厳しいこと、合併のひとつの目的であるコスト削減という視点、また、現在ある3町の庁舎を視察した結果から、新たな庁舎は建設せず、既存の庁舎の中から選定する。」ということに基づき審議し、次のとおりとすることを全会一致で確認した。

### 新町の事務所の位置（案）

新町の事務所の位置は、世羅郡甲山町大字西上原 123 番地 1 とし、世羅郡世羅西町大字小国 3393 番地に支所を置くものとする。

（注1）「世羅郡甲山町大字西上原 123 番地 1」は現在の甲山町役場の位置である。

（注2）「世羅郡世羅西町大字小国 3393 番地」は、平成 15 年 4 月 28 日から世羅西町の役場となる位置である。

## (2) 事務所の位置の選定理由について

事務所の位置については、次の理由により現在の甲山町役場の位置とすることとした。

- ① 周辺に人口が集積していること。
- ② 法務局甲山出張所、ハローワーク甲山、広島県尾三地域事務所世羅分庁舎など国、県の機関と近接していること。
- ③ 中国バス甲山営業所や芸陽バス車庫が近接しているなど、交通の利便性が高いこと。
- ④ 3町の役場の中で延床面積や駐車場スペースが最も広く、比較的新しいこと。

## (3) 支所の取扱いについて

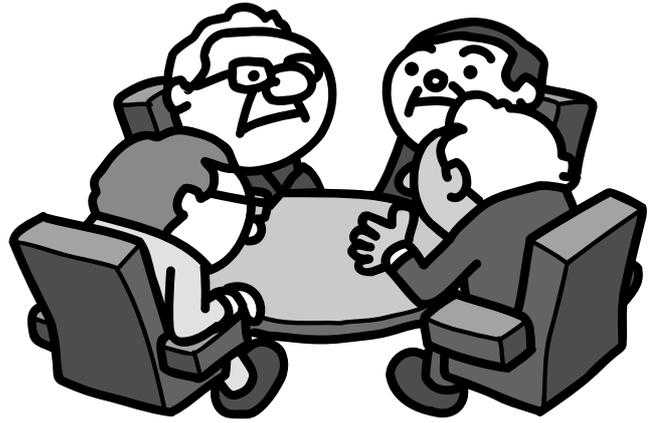
世羅西町は甲山町役場から距離が大きく離れているため、住民の利便性を考慮し、平成 15 年 4 月 28 日から世羅西町役場となる位置に支所を置くこととした。



## (4) その他の主な意見

- ① 将来の理想的な事務所の位置についても審議し報告すべきではないかという意見もあったが、将来、事務所の位置を見直す必要が生じた場合には、新町の町長や町議会において検討してもらうのが適当であるとの意見が多く、小委員会では審議しないこととした。
- ② 教育委員会は3町とも役場から離れた場所に配置されているため、教育委員会の位置についても審議してはどうかという意見もあったが、スペース的な問題等から生じる個別部署の配置については、3町執行部の今後の判断に委ねるべきで、小委員会や協議会で審議・協議するのは適当でないとの意見が多く、小委員会では審議しないこととした。

協議会委員と小委員会委員長及び副委員長の間で報告内容について活発な質疑応答が行われました。その主な内容は次のとおりです。



**Q** 3町の既存の庁舎から、新町の事務所の位置を選定しているが、現在の3町の庁舎は、あくまで各町での利便性を考慮し、今の位置にあるものである。したがって新町になった場合の理想的な位置というものについて、審議されるべきではないか。

**A** 確かに、新町においての理想的な位置についても審議すべきという意見は小委員会の中でもあったが、前回の協議会で確認されたように、財政的な視点で、既存の施設の中から選定した。小委員会においては、新町発足時の事務所の位置を選定すべきで、将来のものについては、必要が生じた場合に将来の執行部、議会で議論されるべきであるという意見が多く小委員会では審議しないことにした。

**Q** 財政的な理由を挙げられているが、新庁舎を建設する場合には、合併特例債を充当する方法があるのではないか。

**A** 新築すると、土地、建物含め30億円程度の費用が想定される。合併の一つの目的であるコスト削減という視点から考えると、新しく庁舎を建てるべきではないという結論に至った。また、30億円を町の拠点建設へ使うのと住民への行政サービスに使うのでは、住民への行政サービスに使うべきだと考えている。

**Q** もちろん合併時の事務所の位置を選定するのも重要だが、20年、30年とこの先、人口集積地や交通事情が現在のままであるとは思えない。そのことを考えると、将来の位置についても選定しておくことが必要ではないか。将来の理想的な事務所の位置についても小委員会でも再度検討すべきではないか。

**A** 将来の事務所の位置については、将来の人口動向や交通事情など予測しがたい部分もある。ここで将来の位置について決めておくと、そのときになってかえって弊害になるのではという意見が多く、あえて決定しないこととした。小委員会としては今回、審議結果を報告したので、不十分と思われる事項については、本協議会において協議していただきたい。

**Q** 世羅西町へ支所を置くとしているが、どの程度のものを考えているのか。所管区域などについては議論をされたのか。

**A** 部署配置等については、執行部で調整すべきものであるとの意見が多く、また、その他の必要な事項については、「事務機構及び組織の取扱い」で協議されるべきものと考え、小委員会では審議していない。また、小委員会は基本方針を報告すべきで、そこまでの権限はもっていないという意見が多かった。

**Q** 支所を世羅西町へ置くとなっているが、世羅町については何も置かないのか。

**A** 教育委員会を世羅町においてはどうかという意見はあったが、その点については、町の執行部の判断に委ねるべきで、必要の場合は「事務機構及び組織の取扱い」の項目で協議すべきであるという意見が多かった。

# 世羅郡三町合併協議会

第7回協議会を、4月16日（水）せらにしタウンセンターで開催しました。今協議会では、「各種福祉制度の取扱いについて」「防災関係の取扱いについて」「社会福祉協議会の取扱いについて」等について協議しました。また午前中には「世羅西町タウンウォッチング」を行いました。



世羅西町タウンウォッチングの様子

## 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
  - ① 会議録署名委員の指名
  - ② 報告事項
  - ③ 協議事項
  - ④ 提案事項
  - (4) その他

## 会議録署名委員の指名

会議録署名委員に、石岡省吾委員、真野綾委員、横山昇司委員を指名しました。

## 報告事項

### ■報告第17号 協議会顧問の交代について

広島県の人事異動に伴う協議会顧問の交代について次のおり報告しました。

変更前 藤井 孝弘  
変更後 横山 泉

### ■報告第18号

### 第4回新町の事務所の位置候補地選定小委員会について

永田英則委員長から第4回小委員会の報告がありました。詳細については、2・3ページに掲載しております。

## 協議事項

### ■協議第29号 各種福祉制度の取扱いについて

各種福祉制度の取扱いについては、次のおり確認しました。

#### 「1. 高齢者福祉について

- (1) 敬老金（敬老お祝い金）については、甲山町の例による。
- (2) 敬老お祝い状については88歳を対象に贈呈し、敬老記念品については甲山町の例による。



- (3) 敬老会については新町に引き継ぐが、対象年齢は77歳以上とする。
- (4) 高齢者等住宅整備資金利子補給事業は合併時に廃止する。

- (5) 在宅介護支援センターについては、国の設置基準に基づき設置する。
- (6) 国及び県の制度に基づき実施している生活支援、介護予防生きがい活動支援、家族介護支援対策、在宅介護支援の各事業は国及び県が示す事業実施要綱により新町において継続して実施し、福祉の



充実努める。

(7)町単独で実施している事業のうち、重度障害者介護慰労金については廃止するが、介護用品支給事業及び短期入所利用券交付事業については世羅西町の例を基本に実施し制度の充実に努める。

## 2. 障害者福祉について

(1)国及び県の制度に基づき実施している各種事業は新町において継続して実施し、福祉の充実に努める。

(2)町単独で実施している事業については、次のとおりとする。

- ①心身障害児通園助成については、甲山町の例により実施する。
- ②障害者授産施設通所費補助金及び精神障害授産施設通所助成については、世羅町の例により実施する。
- ③心身障害者扶養共済掛



金補助金については、世羅町の例により実施する。

④重度心身障害者手当については、甲山町の例により実施する。ただし、64歳以下を対象とする。

⑤腎臓機能障害者等（難病患者者、重度心身障害者）通院補助については、世羅西町の例による。

⑥自動車改造・免許取得補助は甲山町及び世羅町の例により実施す

る。

⑦障害者ふれあいスポーツ大会は新町において調整する。  
⑧心身障害者相談員は新町で新たに設置する。

## 3. 児童福祉について

(1)放課後児童対策については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、合併翌年度から放課後児童健全育成事業として統一する。

(2)保育料については、世羅町及び世羅西町の例による。ただし、入所児童が第3子以降の減額については甲山町の例による。

## 4. 福祉医療費助成について

福祉医療費助成及び療養援護事業については、世羅西町の例による。

## 5. 民生委員・児童委員への委嘱事業について

民生委員・児童委員への委嘱事業については、世羅西町の例により実施する。」

### ■協議第30号

#### 防災関係の取扱いについて

防災関係の取扱いについては、次のとおり確認しました。

「(1)防災会議については、合併時に新たに設置し、

新町において速やかに地域防災計画を作成する。

(2)災害時の対応に支障をきたさぬように、合併時に災害応急対策等の基本方針を確立する。

(3)防災行政無線については合併時に統合する。

(4)水防協議会については、設置しない。ただし、水防計画等、水防に関する重要な事項については、防災会議の審議事項に追加する。」

### ■協議第31号

#### 社会福祉協議会の取扱いについて

社会福祉協議会の取扱いについては、次のとおり確認しました。

「(1)社会福祉協議会については、3町の各社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併時に統合できるように調整に努める。

(2)社会福祉協議会に対する助成については、社会福祉協議会において調整する統合時の各事業の目的や効果を基に、合併時ま





改善センターで開催することを確認しました。

## 提案事項

### ■協議第12号の2

#### 新町の事務所の位置について

新町の事務所の位置については、今回の小委員会の報告を受け、小委員会の案を会長案として提案しました。

### ■協議第33号

#### 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、次のとおり提案しました。

「3町で差異のある税制については、次のとおり取り扱う。」

- (1) 町民税、固定資産税の納期については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から世羅町及び世羅西町の例により統一する。

- (2) 軽自動車税の税率については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から甲山町及び世羅町の例により統一する。

(3) 特別土地保有税の免税点については、新町において都市計画区域を有することとなるため、合併時に地方税法の規定により5000㎡未満とする。

(4) 入湯税については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から甲山町の例により統一する。」

(1) 介護保険料については「1) 介護保険料については、3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。

### ■協議第34号

#### 介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり提案しました。

(2) 普通徴収に係る納期については、3町に相違がないため、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(3) 介護認定審査会については、現行の機関の共同設置に係る規約を合併の前日に廃し、当該事務を新町に引き継ぐ。」

(1) 公の施設の取扱いについては次のとおり提案しました。

### ■協議第36号

#### 公の施設の取扱いについて

公の施設の取扱いについては次のとおり提案しました。

(1) 公の施設の管理・運営等については、現行のとおり新町に引き継ぐものとし、住民の利便性に配慮するとともに施設の利便性に応じて、新町において調整する。

(2) 督促手数料については、合併時に廃止する。

(3) 前納報奨金については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から世羅町の例により統一する。」

### ■協議第32号

#### 第8回世羅郡三町合併協議会の日程について

第8回の協議会は平成15年5月28日(水)午後1時30分から、甲山町農村環境



### ■協議第35号

#### 納税関係の取扱いについて

納税関係の取扱いについては次のとおり提案しました。

(1) 納税奨励金に関することについては、合併年度

# 世羅郡3町の平成15年度当初予算です

## 一 般 会 計

(単位:千円、%)

区 分	甲 山 町	世 羅 町	世 羅 西 町	
歳 入	町 税	726,030	736,438	256,286
	地 方 譲 与 税	63,170	97,155	60,281
	利 子 割 交 付 金	4,827	6,670	2,180
	地 方 消 費 税 交 付 金	62,673	81,962	31,479
	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,680	0	0
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	34,009	49,373	32,816
	地 方 特 例 交 付 金	20,103	25,386	6,745
	地 方 交 付 金	1,595,000	1,810,000	1,398,000
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,709	2,494	1,197
	分 担 金 及 び 負 担 金	85,141	172,319	51,686
	使 用 料 及 び 手 数 料	39,740	75,289	19,805
	国 庫 支 出 金	264,405	257,781	379,392
	県 支 出 金	298,105	540,474	253,456
	財 産 収 入	30,428	2,529	1,047
	寄 付 金	3	10	1,794
	繰 入 金	592,053	415,214	436,159
	繰 越 金	1	1	1
	諸 収 入	28,923	40,205	36,676
	町 債	949,000	960,700	931,000
	<b>歳 入 合 計</b>	<b>4,811,000</b>	<b>5,274,000</b>	<b>3,900,000</b>
歳 出	議 会 費	70,634	76,865	65,757
	総 務 費	484,796	728,451	345,132
	民 生 費	764,236	741,768	515,257
	衛 生 費	448,121	634,421	176,542
	労 働 費	0	8,040	1
	農 林 水 産 業 費	511,745	1,209,414	420,575
	商 工 費	36,869	27,138	45,440
	土 木 費	536,188	442,107	782,831
	消 防 費	146,397	138,665	82,439
	教 育 費	901,972	345,567	780,743
	災 害 復 旧 費	736	4	71,000
	公 債 費	906,936	901,559	606,206
	諸 支 出 金	59	1	2
	予 備 費	2,311	20,000	8,074
	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	1
<b>歳 出 合 計</b>	<b>4,811,000</b>	<b>5,274,000</b>	<b>3,900,000</b>	
対 前 年 比	10.0	▲ 1.0	4.0	

## 特 別 会 計

(単位:千円)

区 分	甲 山 町	世 羅 町	世 羅 西 町
住 宅 資 金 等 貸 付 事 業	5,341	2,795	2,910
国 民 健 康 保 険 事 業	532,769	696,245	366,062
老 人 保 健 事 業	1,244,543	1,418,625	786,800
介 護 保 険 事 業	590,457	675,360	449,323
介 護 認 定 審 査 事 業		18,472	
簡 易 水 道 事 業		85,925	81,887
集 落 排 水 事 業			44,801

世羅郡3町の予算状況については、それぞれ各町4月広報紙にも掲載されています。

世羅郡3町のホームページ (www.seragun.gr.jp) にも3町の広報紙が掲載されています。

# 合併協定項目

## 協議状況

項目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日	11/25	12/25
③ 新町の名称	11/25 (一部)	12/25 (一部)
④ 新町の事務所の位置	11/25 (小委員会設置) 4/16	12/25 (小委員会設置)
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い	12/25	1/29
⑥ 財産及び債務の取扱い	12/25	2/26
⑦ 町の慣行の取扱い	12/25	1/29
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い		
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い	4/16	
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い		
⑮ 一部事務組合等の取扱い	2/26 (一部)	3/26 (一部)
⑯ 使用料、手数料等の取扱い		
⑰ 公共的団体等の取扱い		
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
⑲ 国民健康保険事業の取扱い	1/29	2/26
⑳ 介護保険事業の取扱い	4/16	
㉑ 消防の取扱い		
㉒ 電算システム事業の取扱い	1/29	2/26
㉓ 各種福祉制度の取扱い	3/26	4/16
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い	2/26	3/26
㉕ 下水道事業の取扱い	2/26	3/26
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い	1/29	2/26
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い	12/25	1/29
㉘ 納税関係の取扱い	4/16	
㉙ 防災関係の取扱い	3/26	4/16
㉚ 保健衛生の取扱い		
㉛ 公の施設の取扱い	4/16	
㉜ 人権対策の取扱い		
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い		
㉟ 建設関係事業の取扱い		
㊱ 学校教育関係の取扱い		
㊲ 社会教育関係の取扱い		
㊳ 社会福祉協議会の取扱い	3/26	4/16
㊴ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㊵ 新町建設計画	10/16 (一部)	10/16 (一部)

### 第8回合併協議会 開催日程について

**日時** 平成15年5月28日(水)  
午後1時30分

**場所** 甲山町農村環境改善センター

・協議会は傍聴できます。  
(会場の都合により人数が制限される場合があります。)

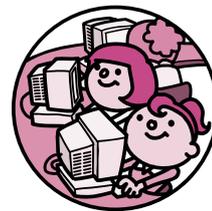
### 協議会の動き

#### 4月

- 3日 第4回新町の事務所の位置候補地選定小委員会
- 7日 第7回幹事会
- 16日 世羅西町タウンウォッチング
- 16日 第7回世羅郡三町合併協議会
- 18日 隠岐島後地域合併協議会視察受入
- 22日 第8回産業部会
- 23日 第8回総務企画部会
- 24日 第8回建設部会
- 24日 第8回福祉生活環境部会
- 25日 第8回教育文化部会
- 30日 第9回産業部会

### ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。  
(掲載まで1カ月程度かかります。)



●ホームページアドレス●

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

### 表紙写真のご紹介

フラワーパークせらふじ園

園内には約1,200本のピンクふじが咲き、訪れた人を圧倒させます。5月いっぱい、園内にふじの甘い香りが漂い、人々の心をなごませます。4月下旬からは、ふじに負けじとキリシマつつじも花を開き、園内はとても華やかな雰囲気になります。

平成15年5月12日

■発行：世羅郡三町合併協議会 ■編集：世羅郡三町合併協議会事務局  
〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2 ☎0847-25-5141 ☎0847-22-5921  
ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>